



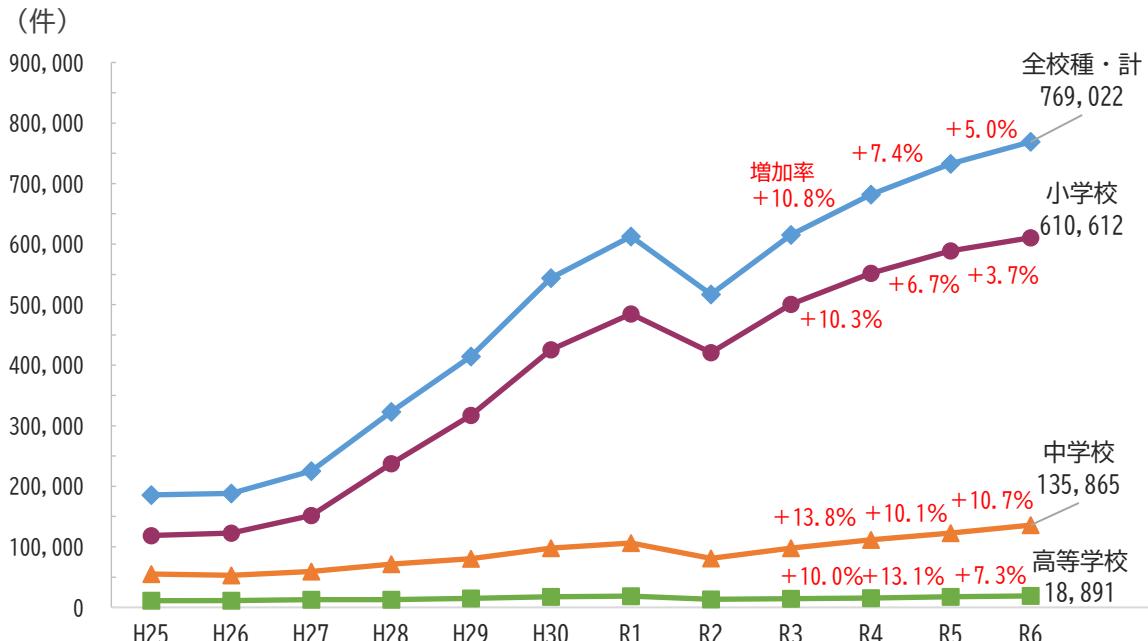
令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査（概要）

いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議（令和7年11月21日）

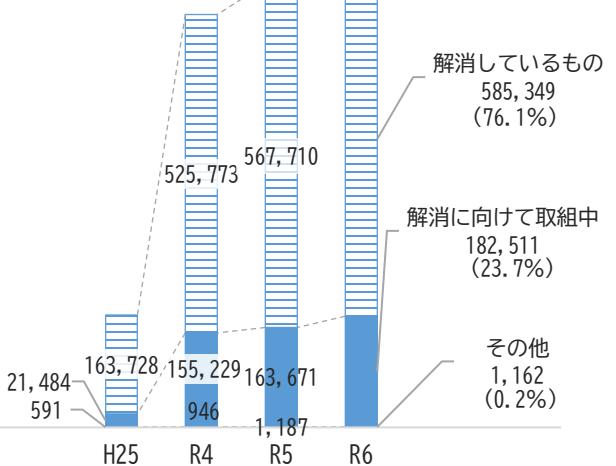
文部科学省 初等中等教育局

いじめの状況について

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



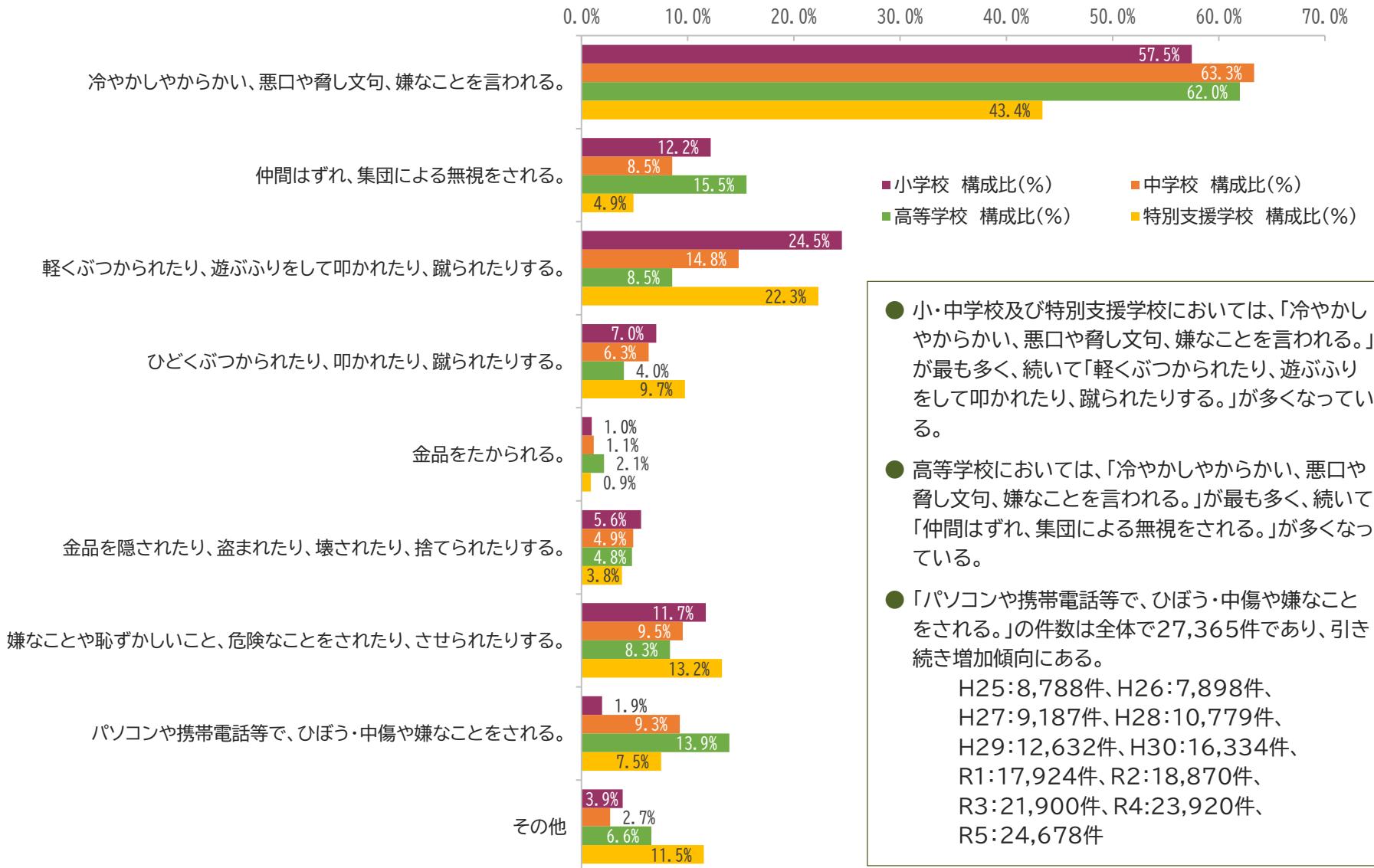
- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は769,022件(前年度732,568件)であり、前年度に比べ36,454件(5.0%)増加した。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は61.3件(前年度57.9件)であった。
- 年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは585,349件(76.1%)であった。(前年度567,710件(77.5%))

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数。

いじめの態様別状況について

いじめの態様別状況

(複数回答可)



● 小・中学校及び特別支援学校においては、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最も多く、続いて「軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」が多くなっている。

● 高等学校においては、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最も多く、続いて「仲間はずれ、集団による無視をされる。」が多くなっている。

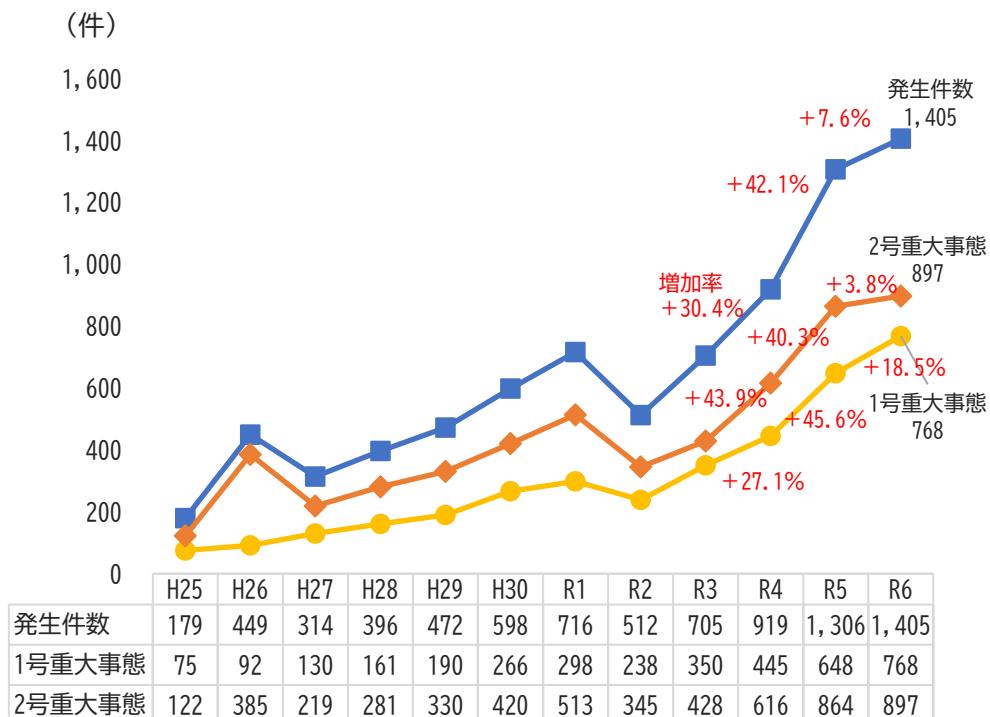
● 「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」の件数は全体で27,365件であり、引き続き増加傾向にある。

H25:8,788件、H26:7,898件、
H27:9,187件、H28:10,779件、
H29:12,632件、H30:16,334件、
R1:17,924件、R2:18,870件、
R3:21,900件、R4:23,920件、
R5:24,678件

いじめの重大事態について

- 重大事態の発生件数は、1,405件(前年度1,306件)であり過去最多となったものの、前年度からの増加率は7.6%(前年度42.1%)となり、前年度から低下した。
- うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定するものは768件(前年度648件)、同項第2号に規定するものは897件(前年度864件)であった。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数の推移



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)	537	466	239	13	1,255
重大事態発生件数(件)	586	543	263	13	1,405
うち、第1号	296	297	167	8	768
生命	17	46	31	1	95
身体	51	62	22	3	138
精神	198	173	104	4	479
金品等	30	16	10	0	56
うち、第2号	415	322	150	10	897

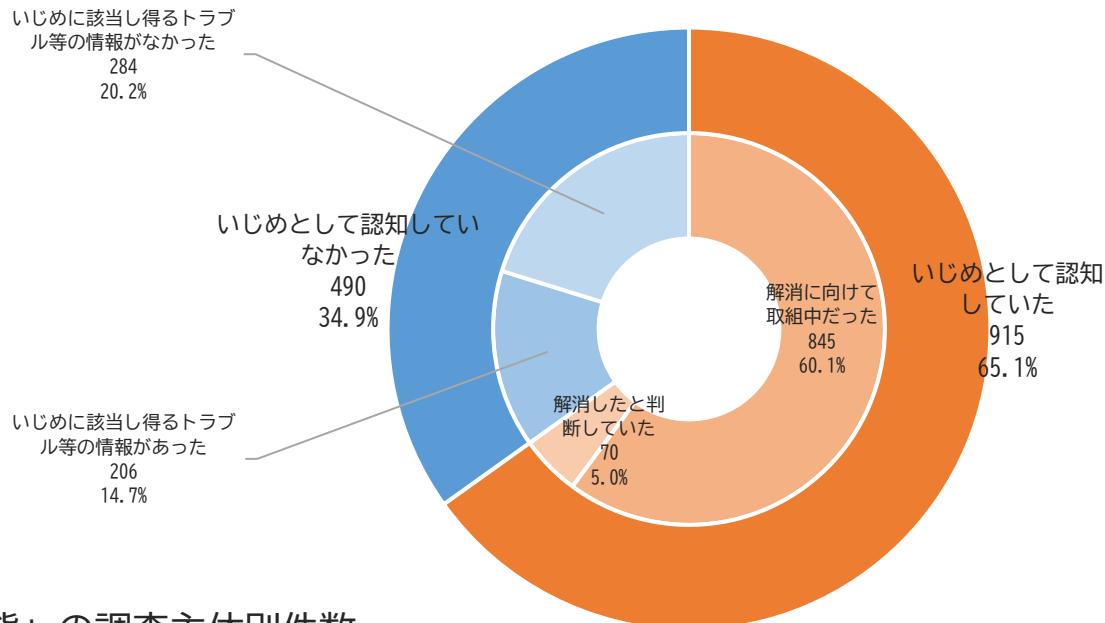
※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとすると規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。

※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

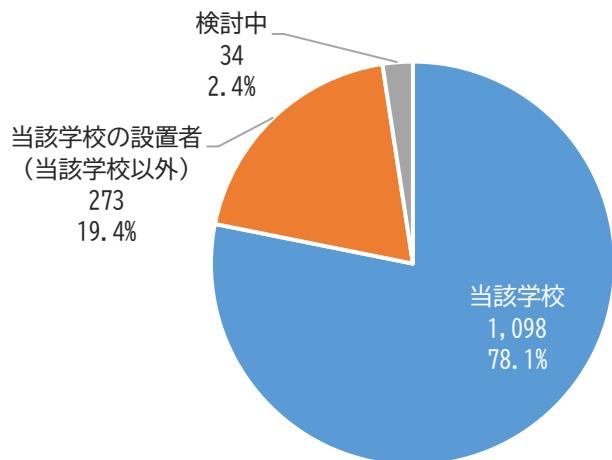
※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、
 第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
 第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
 である。

いじめの重大事態について

「重大事態」について、重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況 (件)



「重大事態」の調査主体別件数 (件)



- 「重大事態」のうち、65.1%は既にいじめとして認知していた。
- 重大事態調査の調査主体のうち、78.1%は当該学校が占めていた。